

報道関係各社御中

大阪府保険医協会宇都宮健弘理事長が緊急の理事長談話を発表しました。

## マイナンバーカードによるオンライン資格確認の強制に抗議する

- オンライン資格確認義務化を療養担当規則に記載。10月からはオンライン資格確認を行う全ての医療機関の患者が、来年4月以降は紙レセ以外の医療機関の患者に負担増。
- 被保険者証での初診時に診療報酬による差を設けることは、国民の医療を受ける権利を侵害するもの。

2022年8月10日  
大阪府保険医協会理事会  
理事長 宇都宮健弘

厚労省は8月10日、中医協総会を開催し、患者によるマイナンバーカードの健康保険証（以下マイナ保険証）利用が進むよう、オンライン資格確認の導入の原則義務付け及びこれに伴う診療報酬上の加算（電子的保健医療情報活用加算）の取扱いについて答申した。

大阪府保険医協会は6月にオンライン資格確認義務化について会員にアンケート調査を行ったが、オンライン資格確認導入の原則義務化には約7割が反対、保険証の原則廃止には6.5割が反対と回答し、情報漏洩やセキュリティ面での不安を指摘する意見は少なくない。

実際、オンライン資格確認においても、運用開始医療機関等が全体の25.8%に留まっている現時点でさえ月に一度のペースでシステム障害が発生しておりシステムの不安定さを露呈している。

マイナンバーカードの紛失やカードの更新手続きの問題など、解決すべき問題・課題が多く残されている中、なぜオンライン資格確認の導入とマイナ保険証の普及を急ぐのか。ましてや、今回の診療報酬の見直しは「加算」としているが、療養担当規則にオンライン資格確認義務化が記されたことで、当該医療機関の患者に対して負担増になる（通常の保険証の場合は初診時に4点加算、マイナ保険証の場合は2点加算と被保険証で初診時の診療報酬に差を設けた）。患者が望む・望まないにもかかわらず、オンライン資格確認に患者負担を強いるのは言語道断である。

マイナンバーカードによる資格確認は、医療機関、患者・国民は特段望んでおらず、普及に巨額を投じる無駄遣いは即刻中止すべきであり、ましてや診療報酬を盾にした姑息な厚生労働省のやり方は、真に国民の命と健康を守る国の機関として憲法25条を蔑ろにするもので許しがたい。

今回の検討では中医協委員として日本医師会の執行部も参加しているが、前述のように医療機関や患者が望んでいないオンライン資格確認を診療報酬で誘導することに診療側代表として強く抗議する立場の日本医師会は、義務化の懸念事項を強調したものの、諮問案になぜ賛成したのだろうか。

大阪府保険医協会は2009年にオンライン請求義務化訴訟を起し、義務化撤回を勝ち取った。今回の答申は、この「オンライン請求義務化」を実質容認するものであり、あらためて、オンライン資格確認システム導入の義務化に対応できない医療機関を廃業に追い込み、患者の医療アクセスを阻害する「オンライン資格確認導入の原則義務化」と「健康保険証の原則廃止」方針の撤回を強く求めるとともに、今回の中医協に提案された道義も通らない期中改定に強く抗議する。

お問合せ／大阪府保険医協会 大阪市浪速区幸町1-2-33 電話 06-6568-7721 担当=田川・坂元